

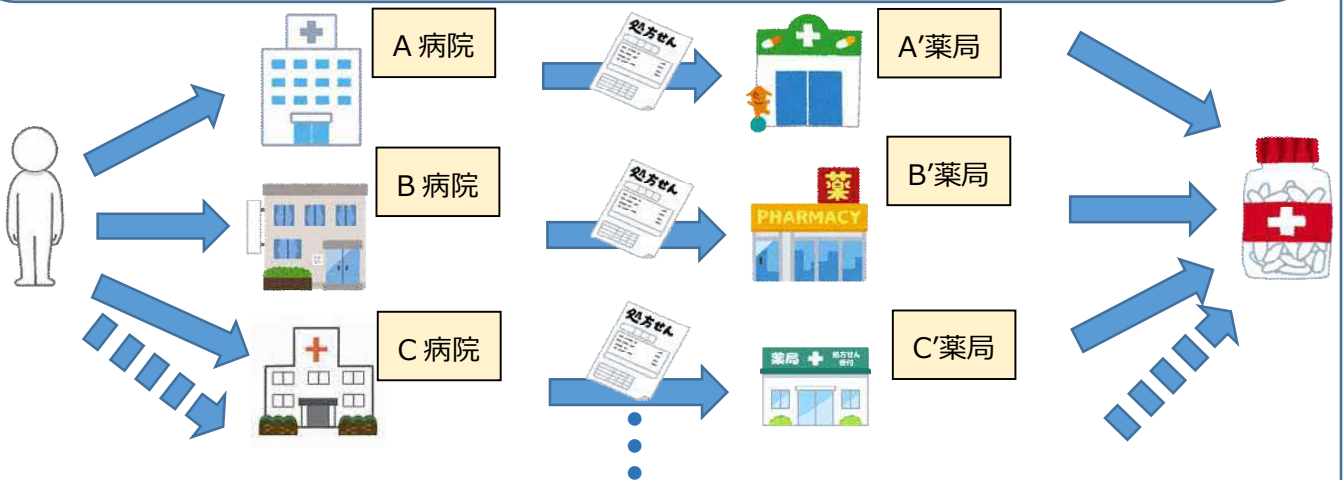
向精神薬の過量投与に注意



- 道内において、患者が複数の医療機関を受診し、それぞれの医療機関で同様の向精神薬の処方を受け、当該向精神薬の過量投与が疑われるケースが発生しています。

【特徴】

- ◆ 保険証を持参しない等、自費診療を希望する。
- ◆ 商品名を指定する。
- ◆ 住所、氏名等を正確に申告しない。
- ◆ 夜間等に飛び込みで診療を希望する。
- ◆ 疾病の治療（検査等を含む）を受けようとししない。
- ◆ 住所地から遠隔地の医療機関で診療する。 など



【留意点】

- 医療機関・薬局においては、以下の点を十分確認の上、適切な医療の提供をお願いします。

■ 複数の医療機関（薬局）を受診（来局）していないか。

⇒ 複数の医療機関を受診している場合は、**かかりつけ**となる医療機関を受診するよう促してください。

また、薬局において複数の処方を受けている等を把握した場合は、その疑いに係る情報を処方箋交付医師に提供し、調剤すべきか否かの指示を確認してください。

■ 処方箋は、**偽造・変造**されたものではないか。

⇒ 偽造等処方箋については、返戻を求められた場合であっても、証拠物として保管してください。

■ その他向精神薬の処方・調剤にあたり、**不審な点**はないか。

⇒ 不審な点がある場合には、所管の保健所や警察署、地域の薬剤師会にご相談ください。

偽造処方箋対応マニュアル

